

## 川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録申請の手引き

### 1 小規模修理・修繕等契約希望者登録制度とは

この制度は、川越市が発注する小規模な修理・修繕等契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ろうとするものです。なお、2年毎に更新が必要となりますので、既に登録がある方も再度申請が必要です。

### 2 登録できる者

川越市内に主たる事業所を置く者。（例：市内に本店を有する法人や住民登録を有する個人など）

ただし、次のいずれかに該当する者は、登録できません。

- (1) 川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (2) 小規模修理・修繕等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者。（例：給水装置及び排水設備等の修繕を希望し、川越市の「指定給水装置工事事業者」、「指定下水道工事店」の指定を受けていない場合など）

### 3 契約できる範囲

- (1) 1件あたり100万円以下で内容が軽易な修理・修繕契約
- (2) 1件あたり200万円以下で内容が軽易な工事請負契約

### 4 申請書類

登録を希望する方は、次の1から3の書類をご提出ください。

|   | 提出書類                                                                                                | 備考                                                                                |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録申請書（登録申請書）【必ず提出してください】<br><br>※電子申請による届出の場合は提出不要                                 | 川越市HPからダウンロードできます                                                                 |
| 2 | 事業所の住所・事業者名・代表者が確認できる書類の写し【必ず提出してください】<br><br>※個人事業主で自宅と事業所が違う場合は、申請住所に事業所があることが確認できる書類の写し（例：営業証明書） | ア【個人事業主の場合】<br>例：運転免許証、住民票など<br><br>イ【法人の場合】<br>例：建設業許可申請書、登記事項証明書、法人設立・変更等届出書 など |
| 3 | 資格、許可等を証明する書類の写し【資格、許可等を有する場合のみ】                                                                    | 例：指定給水装置工事事業者、指定下水道工事店証明書など                                                       |

## 5 受付期間

### (1) 窓口での受付

土曜・日曜・祝祭日を除く、午前 9 時から正午、午後 1 時から 4 時

### (2) 電子申請での受付

随時（システム上の停止及びメンテナンス期間を除く）

## 6 有効期間

申請月の翌月から令和 9 年 9 月 30 日まで（毎月 20 日を申請締切日とし、有効期間は申請月の翌月からとなります。）

（例 1）令和 7 年 10 月 20 日に、申請を行った場合

有効期間：令和 7 年 11 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

（例 2）令和 7 年 10 月 21 日に、申請を行った場合

有効期間：令和 7 年 12 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

## 7 注意事項

- (1) 工事や修繕は、必要となった場合に発注するため、登録後、必ず見積依頼があるとは限りません。
- (2) 契約保証金は免除となります。
- (3) 請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。
- (4) 前払金・中間払金はありません。
- (5) 契約の履行は、川越市契約規則、川越市建設工事請負契約約款、関係法令等に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。また、契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は、決して行わないでください。万一、登録者が業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。
- (6) 受注した契約は自ら履行（施工）することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、希望業種は自ら履行（施工）できる業種を記載してください。

## 8 問い合わせ先

川越市 総務部 契約課 工事担当

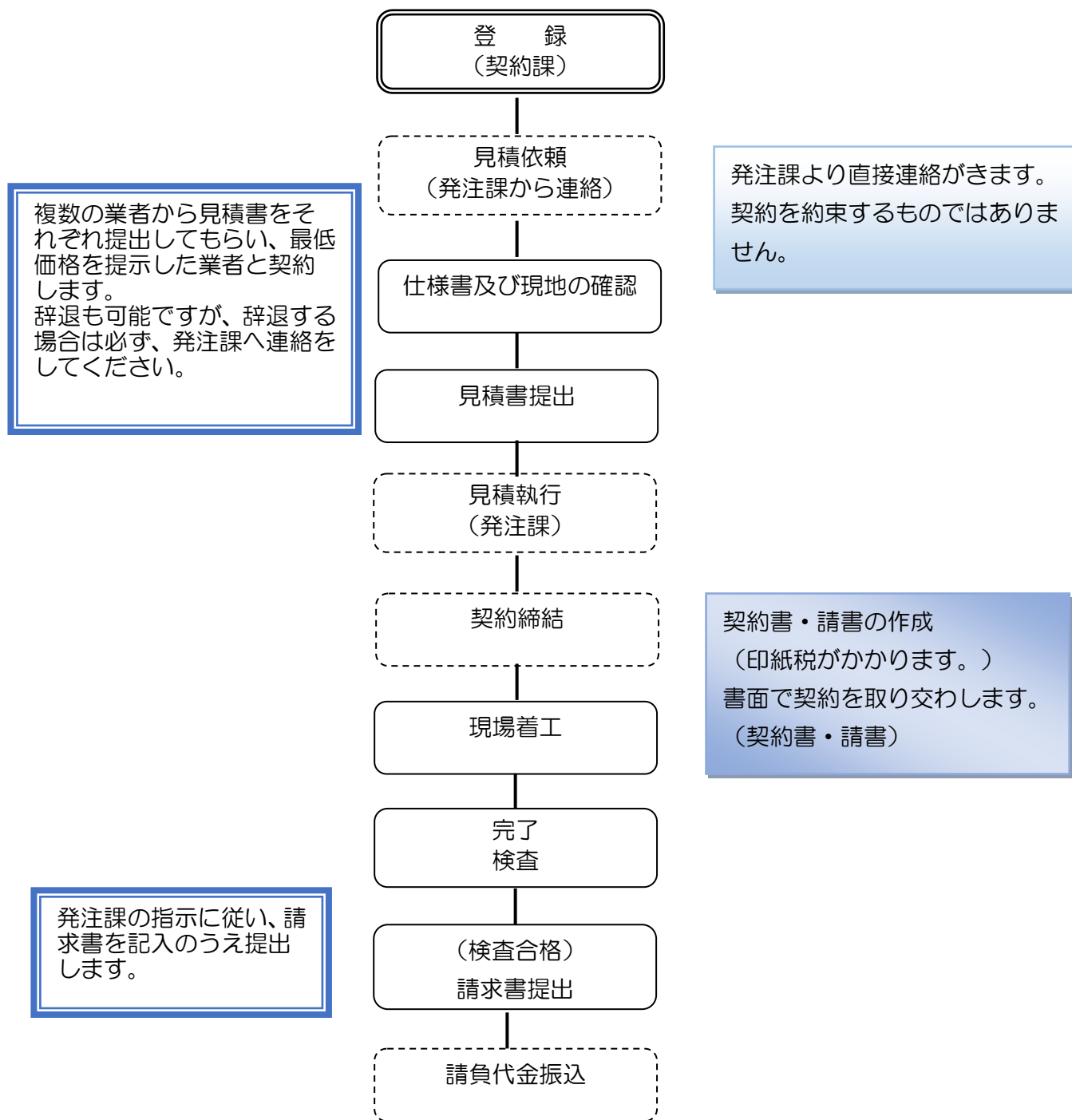
〒350-8601 川越市元町1-3-1

TEL 049-224-5632（直通）

※登録内容について、ご連絡を差し上げる場合があります。送信元アドレスは、  
keiyaku★city.kawagoe.lg.jp です（@部分を「★」と表示しています）。

この登録申請をした方は、「川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録名簿」に登載し、川越市が発注する小規模な修理・修繕等契約の際に業者選定の対象となり得ますが、見積依頼や契約を約束するものではありません。  
また、名簿は一般に川越市HPなどで公開しますので、あらかじめご了承ください。

## 川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録後の流れ



【電子申請URL、二次元バーコード】

<https://logoform.jp/form/6bSV/1172117>

